

小樽市中高層建築物の建築に関する指導要綱の一部改正（素案）新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(適用対象建築物)</p> <p>第3条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、<u>近隣商業地域、商業地域のうち小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例第15条第2項に規定する小樽歴史景観区域（小樽駅前・中央通地区を除く。）</u>、準工業地域及び工業地域に建築する対象建築物について適用する。</p>	<p>(適用対象建築物)</p> <p>第3条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、<u>近隣商業地域</u>、準工業地域及び工業地域に建築する対象建築物について適用する。</p>
<p>改正要綱附則</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この要綱は、平成21年4月1日から施行する。</p>	